

○社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会 評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、地方公務員以外の評議員（以下「評議員」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により費用を弁償する。

2 自宅から評議員会会場（以下「会場」という。）までの距離が、2キロメートル以上の評議員については、自宅から会場までの交通費実費額を旅費として支給し、2キロメートル未満の評議員については支給しない。

3 前項に定める交通費実費額は、自宅及び会場に最も近いバス停留所間の往復料金とする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第4条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 費用弁償の額

(1) 出席が半日の場合 3,300円

(2) 出席が1日の場合 6,600円